

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

千葉県公安委員会規則第5号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の2の4（裏）中「の場所において」を「3（1）の方法で」に、「納付命令の場所」を「納付命令の方法」に、

「千葉県公安委員会の掲示板（ ）」を

「ア 千葉県警察のホームページへの掲載

イ 千葉県公安委員会の掲示板での掲示（ ）」に、

「掲示板に」を「方法で」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。